

給水装置所有者変更の確認手続き方法の追加について

法務局のインターネットオンラインサービス「登記情報提供サービス」によりプリントアウトした「照会番号が付いている不動産登記情報（全部事項）」でも、給水装置所有者変更届の添付書類として手続ができることになりました。

1 開始日

平成23年1月4日（火）

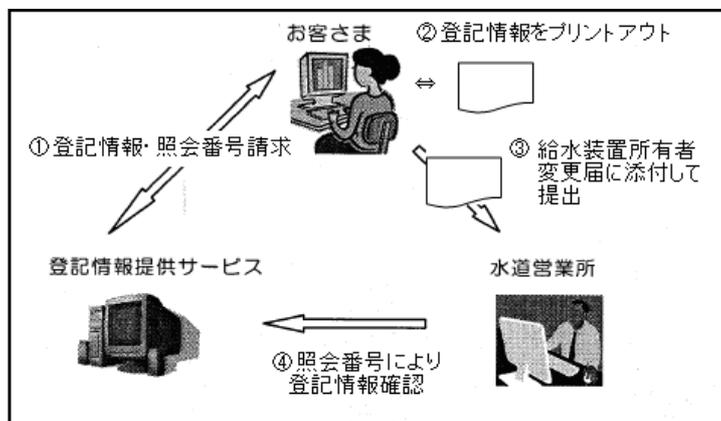
2 手続方法について

給水装置所有者変更手続は、新所有者の所有権を確認するため、「新所有者の署名捺印」の他に「旧所有者の署名捺印」又は「所有権の取得を証する書面（例：法務局で発行する「登記事項証明書」）」の提出を必要としています。

「所有権の取得を証する書面」として、新たに「登記情報提供サービス」によりプリントアウトした「照会番号が付いている不動産登記情報（全部事項）」を添付する手続を可能としました。

「照会番号が付いている不動産登記情報（全部事項）」の取得は、財団法人民事法務協会が運営する「インターネット登記情報提供サービスのホームページ」で行ってください。

URL <http://www1.touki.or.jp/gateway.html>



3 登記情報提供サービス利用に当たっての留意点（民事法務協会ホームページより抜粋）

- ① 照会番号の有効期間は100日間です。この期間を過ぎますと行政機関等が行う登記情報の確認はできません。
- ② 複数行政機関にオンライン申請する場合は、その数だけ照会番号を取得してください。（既に申請に使用した照会番号は、他の申請には使用できません。）

4 問い合わせ先

- ・神奈川県企業庁企業局事業計画部経営課 営業指導グループ：(045)210-7223(直通)
- ・神奈川県企業庁の各水道営業所

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kigyosomu/eigyosho.htm>